

芦総人第1377号
令和6年11月15日

芦屋市臨時・嘱託職員共闘委員会
委員長 増田 いづみ 様

芦屋市長 高島 峻 輔



会計年度任用職員の給料、報酬及び期末・勤勉手当について

2024年10月28日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり最終回答する。

記

1 会計年度任用職員の給料、報酬について

給料表については別紙1のとおりとし、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和6年4月1日とする。

2 令和6年12月期のパートタイム会計年度任用職員の期末・勤勉手当について

別紙2のとおり

3 その他の要求について

上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。

4 期末・勤勉手当の追加支給について

上記2の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

(1) 令和6年12月期 期末手当1. 275月

(2) 令和6年12月期 勤勉手当1. 075月

5 令和7年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

(1) 期末手当1.250月

(2) 勤勉手当1.050月

以 上

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号 給	1 級				号 給	2 級			
	現 行	改 定 額		引上額		現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差			給料月額	給料月額	間差	
1	154,600	162,500	1,200	7,900	1	219,100	223,700	1,500	4,600
2	155,800	163,700	1,200	7,900	2	220,600	225,200	1,500	4,600
3	157,000	164,900	1,200	7,900	3	222,100	226,700	1,200	4,600
4	158,200	166,100	1,200	7,900	4	223,300	227,900	1,100	4,600
5	159,400	167,300	1,300	7,900	5	224,400	229,000	1,400	4,600
6	160,700	168,600	1,300	7,900	6	225,800	230,400	1,300	4,600
7	162,000	169,900	1,300	7,900	7	227,100	231,700	1,400	4,600
8	163,300	171,200	1,100	7,900	8	228,500	233,100	1,000	4,600
9	164,400	172,300	1,500	7,900	9	229,500	234,100	1,000	4,600
10	165,900	173,800	1,500	7,900	10	230,500	235,100	1,300	4,600
11	167,400	175,300	1,500	7,900	11	231,800	236,400	1,600	4,600
12	168,900	176,800	1,400	7,900	12	233,400	238,000	1,500	4,600
13	170,300	178,200	1,500	7,900	13	234,900	239,500	1,700	4,600
14	171,800	179,700	1,500	7,900	14	236,600	241,200	1,600	4,600
15	173,300	181,200	1,500	7,900	15	238,200	242,800	1,600	4,600
16	174,800	182,700	1,600	7,900	16	239,800	244,400	1,300	4,600
17	176,400	184,300	1,900	7,900	17	241,100	245,700	1,700	4,600
18	178,300	186,200	1,800	7,900	18	242,800	247,400	1,800	4,600
19	180,100	188,000	1,900	7,900	19	244,600	249,200	1,900	4,600
20	182,000	189,900	1,600	7,900	20	246,500	251,100	1,600	4,600
21	183,600	191,500	1,900	7,900	21	248,100	252,700	2,100	4,600
22	185,500	193,400	1,700	7,900	22	250,200	254,800	2,100	4,600
23	187,200	195,100	1,800	7,900	23	252,300	256,900	2,000	4,600
24	189,000	196,900	1,900	7,900	24	254,300	258,900	1,500	4,600
25	190,900	198,800	1,800	7,900	25	255,800	260,400	2,400	4,600
26	192,700	200,600	2,000	7,900	26	258,200	262,800	1,300	4,600
27	194,700	202,600	1,600	7,900	27	259,500	264,100	2,000	4,600
28	196,300	204,200	1,300	7,900	28	261,500	266,100	1,700	4,600
29	197,600	205,500	1,600	7,900	29	263,200	267,800	1,900	4,600
30	199,200	207,100	1,600	7,900	30	265,100	269,700	1,700	4,600
31	200,800	208,700	1,800	7,900	31	266,800	271,400	1,900	4,600
32	202,600	210,500	1,400	7,900	32	268,700	273,300	1,900	4,600
33	204,000	211,900	900	7,900	33	270,600	275,200	1,600	4,600
34	204,900	212,800	1,100	7,900	34	272,200	276,800	1,600	4,600
35	206,000	213,900	700	7,900	35	273,800	278,400	1,900	4,600
36	206,700	214,600	500	7,900	36	275,700	280,300	2,000	4,600
37	207,200	215,100	1,500	7,900	37	277,700	282,300	1,900	4,600
38	208,700	216,600	1,100	7,900	38	279,600	284,200	1,900	4,600
39	209,800	217,700	1,400	7,900	39	281,500	286,100	2,000	4,600
40	211,200	219,100	1,400	7,900	40	283,500	288,100	1,700	4,600
41	212,600	220,500	1,500	7,900	41	285,200	289,800	1,800	4,600
42	214,100	222,000	1,500	7,900	42	287,000	291,600	1,700	4,600
43	215,600	223,500	1,400	7,900	43	288,700	293,300	1,800	4,600
44	217,000	224,900	1,400	7,900	44	290,500	295,100	1,800	4,600
45	218,400	226,300	1,400	7,900	45	292,300	296,900	1,600	4,600
46	219,800	227,700	1,500	7,900	46	293,900	298,500	1,300	4,600
47	221,300	229,200	1,500	7,900	47	295,200	299,800	1,800	4,600
48	222,800	230,700	1,100	7,900	48	297,000	301,600	1,500	4,600
49	223,900	231,800	1,400	7,900	49	298,500	303,100	1,300	4,600
50	225,300	233,200	1,200	7,900	50	299,800	304,400	1,600	4,600
51	226,500	234,400	1,100	7,900	51	301,400	306,000	1,600	4,600
52	227,600	235,500	1,000	7,900	52	303,000	307,600	1,200	4,600
53	228,600	236,500	1,300	7,900	53	304,200	308,800	1,500	4,600
54	229,900	237,800	1,300	7,900	54	305,700	310,300	1,400	4,600
55	231,200	239,100	1,500	7,900	55	307,100	311,700	1,600	4,600
56	232,700	240,600	1,000	7,900	56	308,700	313,300	1,700	4,600
57	233,700	241,600	1,300	7,900	57	310,400	315,000	1,700	4,600
58	235,000	242,900	1,200	7,900	58	312,100	316,700	1,200	4,600
59	236,200	244,100	1,300	7,900	59	313,300	317,900	1,600	4,600
60	237,500	245,400	1,300	7,900	60	314,900	319,500	1,500	4,600
61	238,800	246,700	1,200	7,900	61	316,400	321,000	1,600	4,600
62	240,000	247,900	1,300	7,900	62	318,000	322,600	1,600	4,600

別紙1 会計年度任用職員給料表 新旧対照表

号 給	1 級				号 給	2 級			
	現 行	改 定 額		引上額		現 行	改 定 額		引上額
	給料月額	給料月額	間差			給料月額	給料月額	間差	
63	241,300	249,200	1,400	7,900	63	319,600	324,200	1,500	4,600
64	242,700	250,600	1,100	7,900	64	321,100	325,700	1,600	4,600
65	243,800	251,700	1,000	7,900	65	322,700	327,300	1,600	4,600
66	244,800	252,700	1,100	7,900	66	324,300	328,900	1,600	4,600
67	245,900	253,800	1,000	7,900	67	325,900	330,500	1,600	4,600
68	246,900	254,800	800	7,900	68	327,500	332,100	1,500	4,600
69	247,700	255,600	500	7,900	69	329,000	333,600	1,500	4,600
70	248,200	256,100	700	7,900	70	330,500	335,100	1,500	4,600
71	248,900	256,800	700	7,900	71	332,000	336,600	1,500	4,600
72	249,600	257,500	300	7,900	72	333,500	338,100	1,400	4,600
73	249,900	257,800	600	7,900	73	334,900	339,500	1,500	4,600
74	250,500	258,400	600	7,900	74	336,400	341,000	1,500	4,600
75	251,100	259,000	800	7,900	75	337,900	342,500	1,500	4,600
76	251,900	259,800	600	7,900	76	339,400	344,000	1,400	4,600
77	252,500	260,400		7,900	77	340,800	345,400	1,400	4,600
78					78	342,200	346,800	1,400	4,600
79					79	343,600	348,200	1,400	4,600
80					80	345,000	349,600	1,200	4,600
81					81	346,200	350,800	1,400	4,600
82					82	347,600	352,200	1,300	4,600
83					83	348,900	353,500	1,400	4,600
84					84	350,300	354,900	1,300	4,600
85					85	351,600	356,200	1,400	4,600
86					86	353,000	357,600	1,100	4,600
87					87	354,100	358,700	1,200	4,600
88					88	355,300	359,900	1,000	4,600
89					89	356,300	360,900	1,000	4,600
90					90	357,300	361,900	1,100	4,600
91					91	358,400	363,000	1,000	4,600
92					92	359,400	364,000	1,000	4,600
93					93	360,400	365,000	1,000	4,600
94					94	361,400	366,000	1,000	4,600
95					95	362,400	367,000	1,000	4,600
96					96	363,400	368,000	900	4,600
97					97	364,300	368,900	900	4,600
98					98	365,200	369,800	800	4,600
99					99	366,000	370,600	900	4,600
100					100	366,900	371,500	900	4,600
101					101	367,800	372,400	900	4,600
102					102	368,700	373,300	800	4,600
103					103	369,500	374,100	800	4,600
104					104	370,300	374,900	700	4,600
105					105	371,000	375,600	900	4,600
106					106	371,900	376,500	100	4,600
107					107	372,000	376,600	1,300	4,600
108					108	373,300	377,900	700	4,600
109					109	374,000	378,600	700	4,600
110					110	374,700	379,300	700	4,600
111					111	375,400	380,000	700	4,600
112					112	376,100	380,700	0	4,600

備考

パートタイム会計年度任用職員の月額報酬は上記の給料表の月額に1週間当たりの勤務時間に38.75時間を除した額

別紙 2

令和 6 年 1 2 月 1 日に在職する芦屋市パートタイム会計年度任用職員に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「報酬条例」という。）の適用を受ける職員について、報酬条例第 10 条及び第 10 条の 2 並びに芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則第 7 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

1 支給対象者

支給対象者は、令和 6 年 1 2 月 1 日に在職しているパートタイム会計年度任用職員とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員

2 期末手当の支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に 100 分の 122.5 を乗じて得た額に、基準日以前の 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の下表の左欄に掲げる在職期間に応じ、下表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の50
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30

- (2) 前号の在職期間の算定については、育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その 2 分の 1 の期間を除算する。

- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- (3) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

3 勤勉手当の支給額

- (1) 基準日の報酬（地域報酬を含む。）の月額に100分の102.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、下表に掲げる割合とする。ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。

勤務した期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の45
15日以上1月未満	100分の30
15日未満	100分の10
ない場合	100分の0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、報酬条例の適用により報酬の支給を受ける職員として勤務した期間とする。
- (3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
 - イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除

いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

エ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

オ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

カ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）

(4) 基準日以前6月以内の期間において報酬条例第5条の規定により報酬を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に報酬を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

(5) 日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

4 支給日

令和6年12月10日（火）

以 上